

「村山市危険ブロック塀等撤去費補助金」の手続きの流れ

1、準備

(申請者)

★事前に市職員による調査を受けてください。

該当する場合は資金の計画や見積書等で検討してください。

2、補助金の交付申請

(申請者→市)

※工事の契約や着工前に行ってください。

◀提出書類▶ 村山市危険ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)

3、補助金の交付決定

(市→申請者)

※申請書を審査し、補助金交付規則に該当する場合に「交付決定通知書」(様式第4号)を発行します。

(申請者に直接郵送いたします)

4、工事の契約 → 着工

(申請者→施工業者)

※トラブル防止の観点からも、契約書や注文書等の書類で契約行為をしてください。

※工事中の写真を忘れずに撮影してください。

◎工事内容を途中で変更する場合

※工事の途中で内容を変更する必要がある場合に行ってください。

◀提出書類▶ 村山市危険ブロック塀等撤去費補助金交付変更(取り下げ)申請書(様式第5号)

5、工事の完成 → 工事代金の支払い

(申請者→施工業者)

6、完了報告(撤去工事完了後30日以内に提出してください)

(申請者→市)

※工事の完了後に行ってください。

◀提出書類▶ 村山市危険ブロック塀等撤去補助金完了報告書(様式第7号)

7、補助金額の確定通知

(市→申請者)

※完了報告書を審査し、補助金交付規則に該当する場合に「補助金の額の確定通知」(様式第8号)を発行します。

※合わせて、指定の請求書様式を発行します。(申請者に直接郵送いたします)

※市職員による現地確認

8、補助金の請求

(申請者→市)

※指定の請求書様式に必要事項を記入し押印のうえ建設課に提出してください。

9、補助金の支払い

(市→申請者)

※指定された銀行等の口座に補助金を振り込みます。

(請求書を受領後約2~3週間後に振り込みとなります。以上で事業完了です。)